

中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ（合同会合）の開催について

1. 開催の趣旨

我が国は、2020 年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル（ネットゼロ）を目指す」ことを宣言し、2021 年 4 月に「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明した。また、2021 年 10 月には「地球温暖化対策計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定するとともに、「日本の NDC（国が決定する貢献）」を国連に提出した。

地球温暖化対策計画については策定から間もなく 3 年を迎え、地球温暖化対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項及び同計画の定めにしたがい、同計画に定められた目標及び施策について検討を加える必要がある。

また、気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）においては、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択された。決定文書には、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025 年までの世界全体の排出量のピークアウト、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献などが明記された。加えて、パリ協定第 6 条（市場メカニズム）、都市レベルの取組、持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性についても盛り込まれた。これらの成果を踏まえつつ、各国は 2025 年までに次期の「国が決定する貢献」（NDC）を提出することが要請されている。

以上を踏まえ、2050 年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画の見直しを含めた我が国の気候変動対策について、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において審議を進めることにする。

2. 開催の形式

中央環境審議会及び産業構造審議会の下に、「中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合」（以下「合同専門家会合」という。）を設置し、専門的審議を行う。

3. 審議内容の公開

合同専門家会合は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会委員長及び中長期地球温暖化対策検討ワーキンググループ座長は、互いに相談の上、会議及び資料を非公開とすることができる。